

貸付債権の売買に関する報告書
(年 月分)

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
報 告 者： _____
名称及び
代表者の氏名 _____
報告者の区分（該当分に ）
1 . 公的 2 . 銀行 3 . その他 _____
住所又は所在地 _____
責任者記名押印 _____
又は署名 _____
担当者の氏名（電話番号） _____

1 対非居住者貸付債権の居住者への譲渡

(単位：億円)

債務者の所在国	譲渡先の部門 (該当分に)	譲渡の対価	売買対象債権金額
	1 . 公的 2 . 銀行 3 . その他		
	1 . 公的 2 . 銀行 3 . その他		
	1 . 公的 2 . 銀行 3 . その他		
	1 . 公的 2 . 銀行 3 . その他		
	1 . 公的 2 . 銀行 3 . その他		
	1 . 公的 2 . 銀行 3 . その他		
	1 . 公的 2 . 銀行 3 . その他		
	1 . 公的 2 . 銀行 3 . その他		

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
 - 3 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
 - 4 債務者の所在国別、譲渡先の部門別に集計すること。
 - 5 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

報告者の名称： _____

2 対居住者貸付債権の売買

(1) 対居住者貸付債権の非居住者への譲渡 (単位：億円)

債務者の部門 (該当分に)	譲渡先の所在国	譲渡の対価	売買対象債権金額
1. 公的 2. 銀行 3. その他			
1. 公的 2. 銀行 3. その他			
1. 公的 2. 銀行 3. その他			
1. 公的 2. 銀行 3. その他			
1. 公的 2. 銀行 3. その他			
1. 公的 2. 銀行 3. その他			

(2) 対居住者貸付債権の非居住者からの譲受 (単位：億円)

債務者の部門 (該当分に)	譲受先の所在国	譲受の対価	売買対象債権金額
1. 公的 2. 銀行 3. その他			
1. 公的 2. 銀行 3. その他			
1. 公的 2. 銀行 3. その他			
1. 公的 2. 銀行 3. その他			
1. 公的 2. 銀行 3. その他			
1. 公的 2. 銀行 3. その他			

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 円以外の通貨については円に換算の上、記入すること。
 - 3 債務者の部門別、譲渡先又は譲受先の所在国別に集計すること。
 - 4 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

(日本工業規格 A 4)

「貸付債権の売買に関する報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

- (1) 特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下では、承認金融機関という）のうち、銀行等又は保険会社
- (2) 外為令第18条の7第2項第2号八に規定する外国為替業務に係る取引の月中の合計額が100億円に相当する額を超える銀行等又は保険会社（承認金融機関を除く）
- (3) 上記（2）に準ずる者として財務大臣が指定した銀行等又は保険会社（承認金融機関を除く）

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第1項第4号（上記1.（1）に該当する者のうち銀行等）
- (2) 報告省令第14条の3第1項第4号（上記1.（1）に該当する者のうち保険会社）
- (3) 報告省令第17条第1項（上記1.（2）に該当する者）
- (4) 報告省令第17条第2項（上記1.（3）に該当する者）

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支統計担当 62番窓口
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本橋郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支統計担当）
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧をご参照下さい。

4. 報告書に計上する期間

毎月中（1日～月末日）

5. 報告書の提出期限

翌月15日（休日の場合はその前営業日）。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告書に記載する金額単位と使用する換算レート

- (1) 金額単位：億円
- (2) 円以外の通貨を円に換算する場合のレート：取引を行った日における報告省令第35条第2号の規定による「財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場」（いわゆる「報告省令レート」。毎月更新）。

8. 報告対象となる取引の内容等

- (1) 月中における居住者の行った貸付債権の売買のうち、次の取引について貸付債権の譲渡（又は譲受）の対価及び売買対象債権金額を報告すること。
 - イ. 非居住者に対する貸付債権の居住者への譲渡
 - ロ. 居住者に対する貸付債権の非居住者への譲渡
 - ハ. 居住者に対する貸付債権の非居住者からの譲受
- (2) 報告に当たり、本邦に本店を有する銀行の海外支店は非居住者、海外に本店を有する銀行の

本邦支店は居住者として扱うものとする。

- (3) 本報告書により報告を要する取引がなかった場合には、前記1.(1)に該当する者は、本報告書の初葉に「全葉について該当なし」と記載して報告して差支えない。前記1.(2)及び(3)に該当する者は、報告を要する取引がなかった場合、本報告書の提出を要しない。

9. 記入の方法と留意点

(1) 「報告年月日」欄

西暦とすること。日付は日本銀行国際局国際収支統計担当に提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

(2) 「報告者」欄

代表者とは会社を代表する取締役等のこと。

氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。

押印は不要。

(3) 「責任者記名押印又は署名」欄

イ. 報告の提出につき授權された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の役職の有無は問わない。

ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。

ハ. 署名（自署）した場合は、押印不要。

(4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

ロ. 電話番号は出来るだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署を補記すること。

(5) 各項目の記入について

イ. 「1 対非居住者貸付債権の居住者への譲渡」

債務者である非居住者の所在国別、譲渡先である居住者の部門別（該当する部門の番号を選択）に区分し、債権の「譲渡の対価」（売買価格）及び「売買対象債権金額」を各々集計のうえ記入すること。

ロ. 「2 対居住者貸付債権の売買」

(イ) 「(1) 対居住者貸付債権の非居住者への譲渡」

債務者である居住者の部門別（該当する部門の番号を選択）、譲渡先の非居住者の所在国別に区分し、債権の「譲渡の対価」（売買価格）及び「売買対象債権金額」を各々集計の上、記入すること。

(ロ) 「(2) 対居住者貸付債権の非居住者からの譲受」

債務者である居住者の部門別（該当する部門の番号を選択）、譲受先（原債権者）の非居住者の所在国別に区分し、債権の「譲受の対価」（売買価格）及び「売買対象債権金額」を各々集計の上、記入すること。

- (6) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。